

高知県分娩取扱施設支援事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県分娩取扱施設支援事業費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第2条 県は、地域でこどもを安心して産み育てることのできる周産期医療体制を確保することを目的として、特に分娩取扱施設が少ない地域等における分娩取扱機能の維持のための取組を支援するため、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象者、交付額等)

第3条 交付金の交付対象者、交付要件及び交付額については、別表第1に定めるとおりとし、交付額は予算の範囲内とし、次に定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の交付額の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の交付額の第3欄に定める補助率を乗じた額を交付する。

(交付金の申請)

第4条 交付申請書の様式は、別記第1号様式とし、交付対象者は、その他の関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定等)

第5条 知事は、交付金の交付の申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付の条件)

第6条 交付金の交付の目的を達成するため、申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金の交付要件となる分娩の取扱を変更する場合は、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 交付金の交付要件となる分娩取扱件数が申請と異なる状況であったと判明した場合又は、分娩の取扱を中止する場合もしくは、令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていないことが判明した場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

- (3) 給付に係る収入を明らかにした帳簿並びに当該収入についての証拠書類を事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交付金事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項を遵守すること。
- (5) 納期限の到来した県税について滞納がないこと。

(交付金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、交付対象者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合
- (2) 交付金の交付要件となる令和7年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が25件未満であることが判明した場合、交付申請日時点において、分娩取扱を中止している場合、又は、令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていないことが判明した場合
- (3) 申請内容を偽り、その他不正の手段により交付金の交付を受けたと認める場合

(交付金の返還等)

第8条 知事は、前条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて交付金を返還させるものとする。

2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

(実績報告等)

第9条 交付対象者は交付が決定した日から30日以内に別記第3号様式により、実績報告を行うものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(個人情報の保護)

第12条 事業の実施に当たって知り得た個人情報は、交付対象者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 交付対象者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）その他の法令の規定を遵守しなければならない。

(情報の開示)

第13条 当事業又は交付対象者等に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第

1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第3号、第7条、第8条及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 3 条関係）

事業区分	分娩取扱施設支援事業	
交付対象者	本事業の対象は、分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所とする。 ただし、下記補助金（1 及び 2 は令和 7 年度、3 は令和 8 年度）の交付を受ける分娩取扱施設については給付の対象外とする。 1 平成 21 年 4 月 1 日医政発 0401007 号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されるもの 2 平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330011 号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業 3 令和 8 年 1 月 30 日 厚生労働省発医政 0130 第 1 号厚生労働省医政局長通知「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）産科・小児科医療機関等支援事業の実施について」に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）	
交付要件	次の要件を全て満たすこと。 1 令和 7 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの分娩取扱件数が 25 件以上であること 2 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること 3 令和 6 年度における分娩取扱件数が、令和 5 年度における分娩取扱件数を 5 % 以上下回っていること	
交付額	1 基準額	1 施設あたり 1,160,000 円×分娩取扱件数減少率（%）（※）
	2 対象経費	令和 7 年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費×分娩取扱件数減少率（%）/100（※） ア 職員基本給 イ 職員諸手当 ウ 諸謝金 エ 社会保険料
	3 補助率	2 分の 1

※（令和 5 年度の分娩取扱件数－令和 6 年度の分娩取扱件数）／令和 5 年度の分娩取扱件数×100（小数点以下は切り捨て、15%を上限とする）

別表第2（第5条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。